

# 富士川町学校規模適正化（学校再編）基本方針

平成25年6月

富士川町教育委員会

## 富士川町学校規模適正化（学校再編）の基本方針

まえがき

富士川町教育委員会では、【今を未来を力強く生きる「ふるさと富士川」人づくり】という基本理念を掲げ、学校教育行政における教育環境の整備、充実に努めているところであります。

しかしながら、本町の児童生徒数は、平成14年に比べ、平成25年度には、約24%（△384人）減少しており、小学校5校のうち、複式学級を編成している小学校が2校あり、3校が過小規模校となっている。

これからの本町の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、過小規模校の改善は見込めない状況であると考えられます。

将来を担う子どもたちの良好な教育環境を提供するためには、どのような学校の適正配置が必要なのかなどを検討するため、平成24年7月に「富士川町小・中学校適正規模・配置検討委員会」を設置し、小・中学校の適正規模・配置のあり方について提言意見をいただいたところであります。

学校適正規模・配置検討委員会からの意見提言を受けて、児童生徒の減少などを背景とした本町が抱える学校の過小規模化による課題に対応すべく、ここに「学校規模適正化基本方針」を定めました。

この基本方針に基づき、子どもたちにとって良好な教育環境の確保に努めてまいります。

## 学校の適正規模・配置について

### ○学校の現状と課題

本町の平成25年4月1日現在の児童生徒数等は次のとおりである。

増穂小学校は、児童数600人、学級数20学級であり、国の基準では適正規模校となっている。

増穂西小学校は、今年の新入児童1人を含め児童数7人、学級数3学級であり、複式学級を編成する過小規模校である。また、すべてが男子の児童である。区域外からの通学児童が4人で、地域の児童においては、増穂小学校へ区域外就学を希望する保護者もいる。また、昨年実施した校舎の耐震診断の結果、Is値が0.35であり地震による倒壊の危険がある。

増穂南小学校は、今年の新入児童がなく、児童数15人、学級数3学級あり、複式学級を編成する過小規模校である。区域外からの通学児童は4人であり、地域の児童においては、鰯沢小学校へ区域外就学を希望する保護者もいる。

鰯沢小学校は、児童数142人、学級数が6学級であり、小規模校となっている。五開小学校の廃校に伴い、平成22年度から五開区の児童が就学しており、現在5人が町営バスで通学している。

鰯沢中部小学校は、児童数5人、学級数2学級であり、過小規模校である。2年続けて新入児童が無く、3年生1人、6年生4人であるため複式学級は編成していない。児童数の減少から中部保育所が休所となり、第5保育所へ通所となったため、在園児と同じ学校への通学を希望する保護者もいることから、鰯沢小学校への区域外就学を希望する保護者がいる。

増穂中学校は、生徒数352人、学級数12学級であり、適正規模校となっている。

鰯沢中学校は、生徒数107人、学級数4学級であり、過小規模校となっている。

なお、本町においては、県の基準で複式学級を編成している学校に、町単独の講師を配置し、複式授業を解消している。

児童生徒数調べ (平成 25 年 4 月 1 日現在)

単位：名

学校名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
増穂小学校	1 1 2	1 0 1	7 8	1 0 2	1 0 0	1 0 7	6 0 0
(学級数)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(20)
西小学校	1			2	2	2	7
(学級数)	(1)			(1)		(1)	(3)
南小学校		5	2	2	5	1	15
(学級数)		(1)	(1)		(1)		(3)
鰍沢小学校	2 8	2 0	1 6	2 0	2 8	3 0	1 4 2
(学級数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
中部小学校			1			4	5
(学級数)			(1)			(1)	(2)
増穂中学校	1 1 0	1 1 5	1 2 7				3 5 2
(学級数)	(4)	(4)	(4)				(12)
鰍沢中学校	3 2	4 0	3 5				1 0 7
(学級数)	(1)	(2)	(1)				(4)

※学級数は、山梨県の基準による。支援学級は含まない。

○学校の適正規模

学校教育法施行規則第 4 1 条では、「小学校の学級数は 1 2 学級以上 1 8 学級以下を基準とする。」と規定され、中学校においても基準を同規則第 7 9 条により準用する事となっており、小学校では各学年 2～3 学級、中学校では各学年 4～6 学級で構成される規模が示されている。

山梨県においては、山梨県小・中学校適正規模検討報告書で、小学校における望ましい学校・学級規模は、学校規模では 1 2 学級以上、学級規模では 2 0 人程度以上の規模が望ましいとされ、適正規模化を進めても、実現が困難な場合においても、複式学級を解消できる規模が望ましいとされている。また、中学校においては、学校規模及び学級規模は、6 学級以上で 2 0 人程度以上の学級規模が望ましいとされている。

○富士川町における基本方針

これらの法令や基準を勘案するなかで、富士川町においては、地域の実情等も踏まえ、学校の最小規模としては、集団学習による教育効果を上げられるとともに、多様な人間関係の中で切磋琢磨しながら社会性や協調性、連帯感を培うための教育環境が必要であると考え。このためには、答申と同様に適正規模について、1 学年 1 学級を下限とすることを基本方針とする。

#### ○富士川町における学校の適正配置

平成25年度の児童数及び生徒数により、過小規模校の解消が急務であると考え、児童の適性に応じた過小規模校も必要であることから、学校の配置については、増穂西小学校は、校区が隣接する増穂小学校に、鯉沢中部小学校は、校区が隣接する鯉沢小学校にそれぞれ統合することとし、増穂南小学校は、少人数教育を必要とする児童の対応のために、継続配置とするものの、今後の児童数の推移によっては、統廃校等の検討を行なう。

なお、小規模校である鯉沢小学校は、地理的な事情を勘案し、継続配置とする。また、中学校においては、当分の間は現状での配置を継続する。

#### ○学校の適正配置に伴っての配慮

- ・学校の統合を進めるにあたっては、保護者や地域の皆さんに十分な説明を行ない、理解と協力を得ながら、地域との合意を基本に進めていくこととする。
- ・統合により生ずる課題は、弾力的、総合的に解決していくこととする。
- ・廃校となる施設は、町長部局や地域と十分協議のうえ、幅広い有効活用を検討していく。